

静岡県公安委員会規則第20号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月21日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
湖西警察署	(略)			湖西警察署	(略)		
	白須賀交番	湖西市白須賀3898番地の5	(略)		白須賀交番	湖西市白須賀3898番地の1	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年10月29日から施行する。